報告第9号

専決処分事項(和解及び損害賠償額の決定)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月24日提出

山都町長 坂本 靖也

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次に 掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山 都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、専決処 分する。

令和7年9月26日

山都町長 坂 本 靖 也

- 1 事故発生日時 令和7年8月19日午前11時
- 2 事故発生場所 山都町御所 御所トンネル入口
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、軽自動車で走行中、御所トンネル 入口にあったポットホールにはまり、左後方タイヤがパン ク。
- 5 損害賠償の額 11,044円
- 6 和 解 事 項 本事故に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方異議 の申立をしない
- 7 和 解 日 令和7年9月26日

